

様式第1号（第4条関係）

（表面）

入間市住民票の写し等交付本人通知事前登録申込書

年 月 日

（宛先）入間市長

申込者（窓口に来た方）

住 所

氏 名

申込者の区分（本人 法定代理人 法定代理人以外の代理人）

入間市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

事前登録をしようとする者の氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日

住 所	入間市		
連絡先電話番号	（ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他（ ））		
通知対象とする本籍及び住民登録	本 籍	入間市	
	筆 頭 者		
	住民登録	入間市	

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 次の書類を提示し、又は提出してください。

- ・あなたが本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- ・あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- ・あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

注3 この欄に記入しきれない場合、裏面に記入してください。

※ 次の欄は記入しないでください。

受 付	本 人 確 認 書 類		登録番号	備 考
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人以外の代理人	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他		

(裏面)

入間市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知について

- 1 この本人通知は、この申請により登録をした者（以下「登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）全部事項証明、戸籍一部事項証明又は戸籍謄抄本及び戸籍記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等*の代理人又は本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付したときに、その事実について通知するものです。
- 2 登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に、登録者又は法定代理人に入間市住民票の写し等の第三者交付に係る交付通知書を送付します。
- 3 第三者へ住民票の写し等を交付した内容について、入間市個人情報保護条例の規定に基づき、本人が開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、入間市個人情報保護条例の規定により、開示される情報については制限されることがあります。
- 4 この制度に登録しようとする人は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 5 この登録は、郵便又は信書便により申請をすることができます。
- 6 この登録を取消しする場合又は転出若しくは転居等により登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 7 登録者が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、居所不明により住民票が消除されたとき、前項の規定による変更の届出がされていないことを市が把握したとき、又は登録者（本籍を通知対象としていない者に限る。）に係る住民票の保存期間が経過したときは、事前登録を廃止します。

(注3)

通知対象とする本籍及び住民登録	本籍	入間市
	筆頭者	
	本籍	入間市
	筆頭者	
	住民登録	入間市
		入間市

※ 「本人等」とは、住民票の写し及び住民票記載事項証明書を請求する場合にあっては当該住民票に記載された者及びその者と同一世帯に属する者をいい（住民基本台帳法第12条）、戸籍の附票の写し並びに戸籍及び戸籍記載事項証明書を請求する場合にあっては当該戸籍の附票又は戸籍に記載された者、その者の配偶者及びその者の直系尊属又は直系卑属をいいます（住民基本台帳法第17条、戸籍法第10条）。